

別表 1-3

(3) 講習科目の一部免除

受講の免除が受けることができる者	講習科目	範囲	講習時間	該当コース (別表 2)
<p>1 第 1 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練（旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>3 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する土木施工管理技術検定に合格した者</p>	<p>作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>関係法令</p>	<p>作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置</p> <p>労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項</p>	<p>1 時間 30 分</p> <p>1 時間 30 分</p>	<p>A</p>
<p>職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種に属する建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>関係法令</p>	<p>労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項</p>	<p>1 時間 30 分</p>	<p>B</p>

(地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

受講の免除を受けることができる者	講習科目	範囲	講習時間	該当コース (別表2)
労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)第1条の規定による改正前の労働安全衛生法(次項において「旧法」という。)別表第18第5号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	作業の方法に関する知識	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	5時間	C
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	30分	
旧法別表第18第6号に掲げる土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5時間30分	D
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	30分	
第1条第2号、第4号及び第7号に掲げる者並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5時間30分	E
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1時間30分	
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1時間30分	
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5時間30分	F
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1時間30分	
建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものを除く。)	作業の方法に関する知識	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	5時間	G
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1時間30分	
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1時間30分	

